

# 新花巻図書館建設候補地選定に係る 意見集約方法について

---

生涯学習部新花巻図書館計画室

# 1.新花巻図書館建設候補地の検討状況

## 新花巻図書館整備基本構想

平成29年に策定公表された新花巻図書館整備基本構想において、新しい図書館の建設場所は、「市民をはじめとする利用者にとって、利用しやすい場所にあるべき」「市街地再生に資する施設としてまちづくりや都市計画とも整合したものとする必要がある」として、平成28年6月に策定された「花巻市立地適正化計画」の中で示す「都市機能誘導区域」内に整備することとし、候補地を数か所選定した上で基本計画において定めることとした。

## 新花巻図書館整備基本計画試案検討会議・市民説明会等

- 令和3年度「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議」設置、専門的見地から図書館のサービスや機能など新花巻図書館整備基本計画試案を検討。
- 令和4年度、市民説明会や市内団体・高等学校等において説明。
- 若い世代を中心に、花巻駅前スポーツ用品店の場所を希望する意見が多い一方で、総合花巻病院跡地の場所を希望する意見も多くあった。
- 建設候補地はJR花巻駅前スポーツ用品店と総合花巻病院跡地の2か所にしぼられてきたと考えている。



## 「新花巻図書館建設候補地比較調査業務委託」

2024年（令和6年）1月15日入札実施。1月18日契約締結。（工期約9カ月、令和6年10月15日）



## 調査結果に基づき、意見集約

## 2.意見集約の方法案の検討

### 市民の意見集約についての考え方

- 全員がどちらか一方の意見に一致する可能性は低いができるだけ多くの方の意見を聞いて、その意見を踏まえたい
- 手法は、多くの方が発言できる機会を確保できるものとしたい

### 新花巻図書館の建設場所の意見集約にあたっては

- 市民の意見を収集できるファシリテーター（中立的立場で意見をまとめる人）が必要
- 建設候補地の比較資料を参考に議論し意見集約
- 意見集約までのプロセスを公開するなど明確に説明できる状況



### 意見集約できるファシリテーター選定

- 市で実施した市民説明会等では、市が既に決めているかのようなとらえ方をする方もいた
- 意見集約結果までのプロセスも公表することを意識して整理が必要
- できるだけ多くの方の意見を聞きまとめていく技術が必要である



- 専門的な知識と経験が要求されるものであり、その手法は定例的なものではない
- 様々な経験を有する業者の提案を受け、事業を実施する方が優れた成果を期待できる。

**金額による入札ではなく、公募プロポーザル方式による選定としたい**

※選定された手法について、試案検討会議及び市民参画・協働推進委員会に報告

### 3.実施スケジュール案

5	6	7	8	9	10	11	12
試案検討 会議			試案検討 会議		試案検討 会議		試案検討 会議
	公募プロポーザル実施						
			市民参画協働 推進委員会				
				事前準備			
					意見集約		

- 試案検討会議でご意見をいただき、公募プロポーザルを実施することを予定
- 花巻市議会6月定例会で必要な補正予算を計上（現時点での積算額 約1,000万円）
- 試案検討会議の開催時期及び回数は、現時点の案であり、状況に応じて変更する場合あり
- プロポーザルにより選定された手法について、試案検討会議及び市民参画協働推進委員会へ報告
- 2カ月程度の準備期間を経て、10月から意見集約を3回程度実施予定
- 意見集約の結果は、試案検討会議で報告

## (参考) 公募プロポーザル方式とは

- 地方公共団体が行う発注は、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。
- この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがある。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められている。
- 随意契約を行うために業者を選定する手法としてプロポーザル方式がある。

花巻市では必要がある業務の契約締結にあたり、プロポーザル方式により 契約の相手方となる候補者を選定する場合の手続きについて、平成31年3月29日に花巻市プロポーザル方式運用ガイドラインを制定し、必要な事項を定めている。

本件については、価格のみならず、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の価格以外の要素を含めて、総合的に判断する必要がある業務であり、花巻市プロポーザル方式運用ガイドライン第3条第1項に定める各種計画等の調査研究、企画立案に関する業務に該当することから、プロポーザル方式による業者選定としたい。

### ※花巻市プロポーザル方式運用ガイドライン（平成31年3月29日制定 令和4年3月30日一部改正）より一部抜粋

このガイドラインにおいてプロポーザル方式とは、契約の相手方となる候補者を選定する場合において、一定の参加資格要件を満たす提案者を公募し又は指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてプレゼンテーション 及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した候補者を選定する方法としている。（第1条）

なお、プロポーザル方式は、この場合においては 公募型を原則とし、指名型は、業務の性質又は目的から提案者の範囲が限られることが明らかである場合等にものみ行うことができるものとする。（第2条）

また、同ガイドラインにおいて、プロポーザル方式によることができる業務とは、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある 業務 で、次に掲げるものとしている。（第3条）

- (1)各種計画等の調査研究、企画立案に関する業務
- (2)情報システム等の開発に関する業務
- (3)施設の設計に関する業務
- (4)イベント等の企画に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により事業者を選定することが適当であると認められる業務